

○交付金事務等交付金交付規則

昭和五十六年十月九日 科学技術庁・通商産業省告示第四号

沿革

昭和五十七年一〇月二日 科学技術庁・通商産業省告示第六号〔第一次改正〕  
 昭和五十九年 五月二八日 科学技術庁・通商産業省告示第三号〔第一次改正〕  
 昭和六〇年一月一〇日 科学技術庁・通商産業省告示第八号〔第三次改正〕  
 昭和六一年二月一九日 科学技術庁・通商産業省告示第五号〔第四次改正〕  
 平成二年二月四日 科学技術庁・通商産業省告示第三号〔第五次改正〕  
 平成三年 八月二日 科学技術庁・通商産業省告示第五号〔第六次改正〕  
 平成五年 一月七日 科学技術庁・通商産業省告示第一号〔第七次改正〕  
 平成六年一〇月四日 科学技術庁・通商産業省告示第六号〔第八次改正〕  
 平成九年 八月二七日 科学技術庁・通商産業省告示第八号〔第九次改正〕  
 平成一〇年一〇月二日 科学技術庁・通商産業省告示第八号〔第十次改正〕  
 平成十二年 三月二五日 科学技術庁・通商産業省告示第四号〔第十一次改正〕  
 平成十二年 八月二八日 科学技術庁・通商産業省告示第八号〔第十二次改正〕  
 平成十二年十二月二八日 科学技術庁・通商産業省告示第二十号〔第十三次改正〕  
 平成十四年 三月一〇日 文部科学省・経済産業省告示第六号〔第十四次改正〕  
 平成十六年 四月一日 文部科学省・経済産業省告示第三号〔第十五次改正〕  
 平成十七年 九月二七日 文部科学省・経済産業省告示第四号〔第十六次改正〕  
 平成十八年一〇月一〇日 文部科学省・経済産業省告示第七号〔第十七次改正〕  
 平成十九年 三月二三日 文部科学省・経済産業省告示第三号〔第十八次改正〕  
 平成二〇年 四月一日 文部科学省・経済産業省告示第一号〔第十九次改正〕  
 平成二〇年 七月二三日 文部科学省・経済産業省告示第六号〔第二十次改正〕  
 平成二〇年 十二月一日 文部科学省・経済産業省告示第十一号〔第二十一次改正〕  
 平成二四年 四月六日 文部科学省・経済産業省告示第一号〔第二十二次改正〕  
 平成二四年 九月十四日 文部科学省・経済産業省告示第六号〔第二十三次改正〕  
 平成二五年 三月二九日 文部科学省・経済産業省告示第一号〔第二十四次改正〕

平成二七年 三月二日 文部科学省・経済産業省告示第三号〔第二十五次改正〕  
 平成二七年 十月十六日 文部科学省・経済産業省告示第六号〔第二十六次改正〕  
 平成二八年 四月一日 文部科学省・経済産業省告示第三号〔第二十七次改正〕  
 平成二九年 四月一日 文部科学省・経済産業省告示第六号〔第二十八次改正〕  
 令和元年 七月一日 文部科学省・経済産業省告示第一号〔第二十九次改正〕

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)の規定に基づき、並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、交付金事務等交付金交付規則を次のように定めたので告示する。

交付金事務等交付金交付規則

(通則)

第一条 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二百二十四号。以下「令」という。)第五十一条第一項第十号に規定する事務費に充てるための交付金(以下「交付金事務等交付金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)によるほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 整備等計画作成等事務 発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律

第七十八号。以下「法」という。）第四条第一項に規定する公共用施設整備計画及び法第十条第一項に規定する利便性向上等事業計画（以下「整備等計画」と総称する。）の作成又は変更（第三号に掲げるものを除く。）に関する事務をいう。

二 交付金事務 次に掲げる事務をいう。

イ 令第五十一条第一項第二号二に規定する都道府県が行う交付金の交付に関する事務

ロ 令第五十一条第一項第八号に規定する交付金（市町村に対する交付金又は同号ホに規定する給付金を交付する者（市町村を除く。以下「給付金交付者」という。）に対する交付金に限る。）の交付に関する事務

三 事業評価事務 令第五十一条第一項第八号に規定する交付金に係る事業の評価に関する事務をいう。

四 原子力発電施設 発電用施設のうち原子力発電施設をいう。

五 原子力発電関連施設 発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号。以下「整備法施行令」という。）第三条各号に掲げる施設をいう。

六 原子力発電施設等所在市町村 原子力発電施設及び原子力発電関連施設の設置がその区域内において行われている市町村をいう。

（交付の対象）

第三条 主務大臣は、整備等計画作成等事務、交付金事務及び事業評価事務に要する費用の全部又は一部に充てるため、予算の範囲内において、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者に交付金を交付するものとする。

一 整備等計画作成等事務に係る交付金 法第四条第二項（法第十条第四項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する当該周辺地域をその区域に含む都道府県

二 交付金事務に係る交付金

イ 前条第二号イの交付金事務に係る交付金 令第五十一条第一項第二号に規定する所在市町村又は隣接市町村をその区域に含む都道府県

ロ 前条第二号ロの交付金事務に係る交付金 発電の用に供する施設の設置が行われ、若しくは行われることが見込まれる市町村、これに隣接する市町村又は当該隣接する市町村に隣接する市町村をその区域に含む都道府県

三 事業評価事務に係る交付金 発電の用に供する施設の設置が行われ、若しくは行われることが見込まれる市町村、これらに隣接する市町村又は当該隣接する市町村に隣接する市町村をその区域に含む都道府県（交付金の交付限度額）

第四条 一の都道府県に対する毎会計年度の一の整備等計画作成等事務に係る交付金事務等交付金の交付限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額とする。

一 一の整備等計画の作成を行う都道府県に対して交付する交付金事務等交付金 五十万円

二 一の整備等計画の変更を行う都道府県に対して交付する交付金事務等交付金 二十五万円

2 一の都道府県に対する毎会計年度の交付金事務に係る交付金事務等交付金の交付限度額は、電源立地地域対策交付金交付規則（平成二十八年文部科学省・経済産業省告示第二号）により交付される交付金（以下「立地交付金」という。）、広報・調査等交付金交付規則（昭和四十九年科学技術庁・通商産業省告示第三号）により交付される交付金（以下「広報交付金」という。）、原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第七号）により交付される交付金（以下「特別交付金」という。）、原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第八号）により交付される交付金（以下「共生交付金」という。）、核燃料サイクル交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第九号）により交付される交付金（以下「サイクル交付金」という。）

、高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則（平成二十年文部科学省告示第百三十四号）により交付される交付金（以下「高速炉交付金」という。）及び原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則（平成二十七年経済産業省告示第百二十二号）により交付される交付金（以下「基盤整備交付金」という。）を交付する市町村及び給付金交付者の数に応じ、別表第一から別表第七に定める金額を合算した金額とする。

3 一の都道府県に対する毎会計年度の事業評価事務に係る交付金事務等交付金の交付限度額は、百万円とする。

4 前三項の規定にかかわらず、一の会計年度において整備等計画作成等事務、交付金事務及び事業評価事務のうち複数の事務に係る交付金事務等交付金が交付される都道府県に対する当該会計年度の交付金事務等交付金の交付限度額は、それぞれ当該事務に係る当該会計年度の交付金事務等交付金の交付額の合計額とし、当該都道府県は、当該交付限度額の範囲内において、それぞれ当該事務に任意の額を充当することができる。

（交付金の交付の申請）

第五条 交付金事務等交付金の交付の申請をしようとする都道府県（以下「申請者」という。）は、毎年四月一日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日までの間に、様式第一による申請書二通（正本及び副本各一通）に様式第二による概要説明書を添え、主務大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の交付金事務等交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金事務等交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付金事務等交付金の対象とされた経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和六十三年法律第八号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を

減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第六条 主務大臣は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金事務等交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交付決定通知書により申請者に通知する。この場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、交付金事務等交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知するものとする。

2 前条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、九十日とする。

3 第一項の交付金事務等交付金の交付の決定の内容には、次の各号に掲げる費目ごとの経費を含むものとする。

一 整備等計画作成等事務

イ 調査費

ロ 一般事務費

二 交付金事務

イ 調査費

ロ 一般事務費

三 事業評価事務

イ 調査費

ロ 一般事務費

4 主務大臣は、第一項による交付の決定を行うに当たっては、前条第二項により交付金事務等交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

5 主務大臣は、前条第二項ただし書による交付の申請がなされたものについては、交付金事務等交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、交付金事務等交付金の額の確定において必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(申請の取り下げ)

第七条 前条第一項の通知を受けた者であつて、当該通知書に係る交付金事務等交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるものは、交付金事務等交付金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請の取下げをしようとする者は、前条第一項の通知のあつた日から十五日以内に、様式第三による届出書二通（正本及び副本各一通）を主務大臣に提出しなければならない。

(交付の条件)

第八条 主務大臣は、交付金事務等交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一 第六条第三項の経費の配分の変更（同項第一号に掲げる二の費目に係る配分額のいずれか低い額の十五パーセント以内の範囲内で当該配分額の流用を行おうとする場合又は同項第二号に掲げる二の費目に係る配分額のいずれか低い額の十五パーセント以内の範囲内で当該配分額の流用を行おうとする場合を除く。）をしようとするときは、主務大臣の承認を受けるべきこと。

二 第六条第一項の通知を受けた事務（以下「交付金事務等」という。）を行うため契約を締結する場合においては、交付金事務等の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によるべきこと。

三 交付金事務等の内容を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けるべきこと。

四 交付金事務等を中止し、又は廃止しようとするときは、主務大臣の承認を受けるべきこと。

五 交付金事務等が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事務等の遂行が困難となった場合においては、速やかに主務大臣に報告してその指示を受けるべきこと。

(状況報告)

第九条 第六条第一項の決定を受けた者（以下「交付金事務等取扱者」という。）は、主務大臣が特に必要と認めて要求したときは、様式第四による交付金事務等の実施状況報告書二通（正本及び副本各一通）を主務大臣が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第十条 交付金事務等取扱者は、交付金事務等が完了した日若しくは交付金事務等の廃止の承認があつた日から一月を経過した日又は交付金事務等の完了した日若しくは交付金事務等の廃止の承認があつた日の属する会計年度の翌会計年度の四月十日のいずれか早い日（交付金事務等が完了せずに会計年度が終了した場合にあつては、翌会計年度の四月二十日）までに、様式第五による実績報告書二通（正本及び副本各一通）を主務大臣に提出しなければならない。ただし、概算払いにより交付決定の通知をした交付金事務等交付金の額の全額を支出した場合にあつては、実績報告書の提出期限は、当該交付金事務等の完了した日又は当該交付金事務等の廃止の承認があつた日から六十日を経過する日までとする。

2 交付金事務等取扱者は、前項の実績報告を行うに当たつて、交付金事務等交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかなる場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定)

第十一条 主務大臣は、交付金事務等の完了又は廃止に係る前条の実績報告書の提出があつたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付金事務等の成果が交付金事務等交付金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるか

どうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金事務等交付金の額を確定し、当該交付金事務等取扱者に通知するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により交付金事務等取扱者に交付すべき交付金事務等交付金の額を確定した場合において、既にその額を越える交付金事務等交付金が交付されているときは、期限を定めて、その越える部分の交付金事務等交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の期限は、同項の規定による命令の日から二十日以内で定めるものとする。ただし、交付金事務等取扱者が地方公共団体である場合において、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

4 交付金事務等取扱者は、第二項の返還を命じられ、これを同項の期限までに納付しなかったときは、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)  
第十二条 交付金事務等取扱者は、交付金事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金事務等交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第六により速やかに主務大臣に報告しなければならない。

2 主務大臣は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前条第四項の規定は、前項の返還の規定について準用する。  
(交付の決定の取消し)

第十三条 主務大臣は、次の各号の一に該当するときは、第六条第一項の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 交付金事務等取扱者が第八条の規定により付された条件に違反した場合

二 交付金事務等取扱者が交付金事務等交付金を交付金事務等以外の用途に使用した場合

三 交付金事務等取扱者が第九条、第十条及び次条の規定に違反した場合  
四 前三号に掲げる場合のほか、交付金事務等取扱者が交付金事務等交付金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく主務大臣の処分  
違反した場合

五 第三条各号に掲げる交付金に係る発電の用に供する施設の設置の工事又は使用が中止又は廃止された場合

(財産処分の制限)

第十四条 交付金事務等取扱者は、交付金事務等により取得した設備その他の財産(取得価格及び効用の増加価格が単価五〇万円未満のものを除く。)を交付金事務等交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、様式第七による申請書二通(正本及び副本各一通)を所管省庁の長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、主務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

(交付金の支払)

第十五条 交付金事務等交付金は、第十一条の規定により交付すべき交付金事務等交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金事務等交付金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 交付金事務等取扱者は、前項の規定により交付金事務等交付金の支払を受けようとするときは、様式第八による交付金支払請求書二通(正本及び副本各一通)を主務大臣に提出しなければならない。

(交付金事務等の経理)

第十六条 交付金事務等取扱者は、交付金事務等の経理について交付金事務等

以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事務等完了した日の属する会計年度の終了後五年間保存しておかなければならない。

(交付金調書)

第十七条 交付金事務等取扱者は、当該交付金事務等に係る歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため様式第九による交付金調書を作成しておかなければならない。

(主務大臣)

第十八条 この規則における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三条各号に掲げる交付金のうち、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置する原子力発電施設又は原子力発電関連施設（整備法施行令第三条第十四号に掲げる施設を除く。）に係るものに関する事項 文部科学大臣

二 前号に規定するもの以外のものに関する事項 経済産業大臣

附 則（平成十二年八月二十八日科学技術庁・通商産業省告示第八号）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の交付金事務等交付金交付規則第一条、第二条、第三条、第四条、第八条及び第十八条の規定は、平成十二年五月三十一日から適用する。

2 平成十二年度予算に係る交付金事務等交付金の交付の申請については、第五条第一項中「毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とあるのは、「平成十二年五月十六日から平成十二年八月三十一日まで又は平成十二年十月十六日から平成十二年十月三十一日まで」とする。

附 則（平成十四年三月二十日文科科学省・経済産業省告示第六号）

この規則は公布の日から施行する。

附 則（平成十六年四月一日文科科学省・経済産業省告示第二号）

この規則は公布の日から施行する。

附 則（平成十七年九月二七日文科科学省・経済産業省告示第四号）

この規則は平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成十八年一〇月一〇日文科科学省・経済産業省告示第七号）

この規則は、公布の日から施行し、平成十八年度予算から適用する。

附 則（平成十九年三月三十一日文科科学省・経済産業省告示第二号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年四月六日文科科学省・経済産業省告示第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年九月十四日文科科学省・経済産業省告示第六号）

この告示は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十九日文科科学省・経済産業省告示第一号）

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月三十一日文科科学省・経済産業省告示第三号）

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年十月十六日文科科学省・経済産業省告示第六号）

この告示は、平成二十七年十月十六日から施行する。

附 則（平成二十八年四月一日文部科学省・経済産業省告示第三号）  
この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年四月一日文部科学省・経済産業省告示第六号）  
この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日文部科学省・経済産業省告示第一号）  
この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

別表第一

A	交付限度額
一以上十五以下	百五十万円
十六以上二十以下	二百万円
二十一以上二十五以下	二百五十万円
二十六以上三十以下	三百万円
三十一以上三十五以下	三百五十万円
三十六以上四十以下	四百万円
四十一以上四十五以下	四百五十万円
四十六以上	五百万円

(備考)

Aは当該都道府県から当該会計年度において立地交付金の交付を受ける市町村(市町村合併(地方自治法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第四号)第二条の施行の日(平成十四年三月三十一日)以降に二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することによって市町村の数の減少を伴う市町村合併をいう。以下同じ。)により、市町村の区域に変更があった場合であつて、市町村合併の日以前に当該区域内の発電の用に供する施設の着工が確実となつた場合にあつては、当該合併前の市町村をいう。以下別表第二において同じ。)及び給付金交付者の数とする。ただし、原子力発電施設等所在市町村をその区域を含む都道府県であつて、当該都道府県から当該会計年度に立地交付金の交付を受ける市町村及び給付金交付者の数が二十以下の場合にあつては、交付限度額は二百五十万円とする。



別表第二

B	交付限度額
一以上五以下	五十万円
六以上十以下	百万円
十一以上	百五十万円

(備考)

Bは、当該都道府県から当該会計年度において広報交付金の交付を受ける市町村の数とする。

別表第三

C	交付限度額
一以上五以下	五十万円
六以上十以下	百万円
十一以上	百五十万円

(備考)

Cは、当該都道府県から当該会計年度において特別交付金の交付を受ける市町村の数とする。

別表第四

	D	交付限度額
一以上五以下	五十万円	
六以上十以下	百万円	
十一以上	百五十万円	

(備考)

Dは、当該都道府県から当該会計年度において共生交付金の交付を受ける市町村の数とする。

別表第五

	E	交付限度額
一以上五以下	五十万円	
六以上十以下	百万円	
十一以上	百五十万円	

(備考)

Eは、当該都道府県から当該会計年度においてサイクル交付金の交付を受ける市町村の数とする。

別表第六

F	交付限度額
一以上五以下	五十万円
六以上十以下	百万円

(備考)  
 Fは、当該都道府県から当該会計年度において高速炉交付金の交付を受ける市町村の数とする。

別表第七

G	交付限度額
一以上五以下	五十万円
六以上十以下	百万円
十一以上	百五十万円

(備考)  
 Gは、当該都道府県から当該会計年度において基盤整備交付金の交付を受ける市町村の数とする。